

特定不妊治療費・不育症治療費の助成についてのお知らせ

北海道では、特定不妊治療費・不育症治療費の助成を行っております。問い合わせ、申請場所は、下記のとおりです。

特定不妊治療費について

【対象治療】

体外受精および顕微授精（以下「特定不妊治療」）

【対象者】

次のすべてに当てはまる方

- ・特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない・極めて少ないと医師に判断され、知事指定の医療機関で治療を受けており、治療期間の初日の妻の年齢が43歳未満の夫婦の方
- ・法律上の婚姻をした夫婦で、いずれか一方が北海道在住の方
- ・夫婦の前年の所得合計額が730万円未満の方

【助成額】

- ①採卵を伴う治療は1回につき15万円（初回に限り30万まで）
- ②採卵を伴わない治療・治療を中止した場合は1回につき7万5千円まで
- ③男性不妊治療は①および②のほか、1回につき15万円まで

【助成回数・期間】

初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が40歳未満である場合は通算助成回数6回、40歳以上43歳未満は通算助成回数3回

※平成27年度までに通算5年間助成を受けている場合を除く

※特定不妊治療費の助成を受けて子どもをもうけ、第2子以降の特定不妊治療を行う夫婦への助成制度がありません（別途条件あり）



不育症治療費について

【対象治療】

不育症の因子を特定するための検査（子宮形態検査、染色体検査、内分泌検査、抗リン脂質抗体検査、凝固因子検査。以下「スクリーニングなど」という）およびスクリーニングなどの結果に基づく治療。

※スクリーニングなどについては産科または婦人科のある医療機関で平成29年4月1日以降に実施したもの。

※治療については産科または婦人科のある医療機関で平成29年4月1日以降に実施したもの。ただし、過去に1度もスクリーニングなどを受けていない場合は対象になりません。

【対象者】

次のすべてに当てはまる方

- ・2回以上の流産、死産、あるいは早期新生児死亡の既往がある方
- ・法律上の婚姻をした夫婦で、いずれか一方が北海道在住の方
- ・夫婦の前年の所得合計額が730万円未満の方

【助成額】

検査・治療に要した費用に対して、1回の検査・治療につき10万円まで助成します。

※「1回の検査・治療」は、原則、スクリーニングなどと妊娠を経て出産（または流産・死産）に至るまでに実施した治療とします。

※医師の判断により治療を終了した場合については、スクリーニングなどと終了までに要した治療費を助成します。

※スクリーニングなどの結果、医師の判断により治療を実施しなかった場合や、ほかの診療科（産科および婦人科以外）での治療とした場合は、スクリーニングなどに要した費用のみ助成します。

問い合わせ・申請場所／釧路保健所健康推進課保健係（☎0154-65-5824）
北海道保健福祉部子ども未来推進局（☎011-231-4111）

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 高額療養費と高額介護合算療養費の見直しについて ～

■ 高額療養費の限度額が見直しされます

● 高額療養費の限度額が、平成30年8月から次のとおり見直しされます。

【平成30年7月まで】

区 分	1カ月の自己負担限度額（※1）	
	外来 〔個人単位〕	外来+入院 〔世帯単位〕
現役並み所得者	57,600円	※2 (44,400円) ※3
— 般	14,000円 ※4	57,600円 (44,400円) ※3
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	24,600円
	区分Ⅰ	15,000円

※1 月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより加入する方（障害認定で加入する方は除く）は、加入した月の自己負担限度額が½に調整されます。

※2 (医療費総額 - 267,000円) × 1% + 80,100円です。

※3 多数該当（過去12カ月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当）の場合の自己負担限度額です。

※4 1年間の外来の自己負担額合計の限度額が144,000円となります。

【平成30年8月から】

区 分	1カ月の自己負担限度額（※1）	
	外来 〔個人単位〕	外来+入院 〔世帯単位〕
現役並み 所得者	課税所得 690万円以上	$252,600円 + (医療費 - 842,000円) \times 1\%$ <u>(140,100円)</u> ※3
	課税所得 380万円以上	$167,400円 + (医療費 - 558,000円) \times 1\%$ <u>(93,000円)</u> ※3
	課税所得 145万円以上	$80,100円 + (医療費 - 267,000円) \times 1\%$ <u>(44,400円)</u> ※3
— 般	18,000円 ※4	57,600円 (44,400円) ※3
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	24,600円
	区分Ⅰ	15,000円



■ 高額介護合算療養費の限度額が見直しされます

● 高額介護療養費の限度額が、次のとおり見直しされます。

区 分	現 行	平成30年8月～
現役並み所得者	67万円	【課税所得690万円以上】 212万円
		【課税所得380万円以上】 141万円
		【課税所得145万円以上】 67万円（改正なし）
— 般	56万円	56万円（改正なし）
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円（改正なし）
	区分Ⅰ	19万円（改正なし）

問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合
(☎011-290-5601)

役場住民課年金保険係
(1階②番窓口☎内線125)



児童扶養手当の現況届・特別児童扶養手当の所得状況届

現在、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受けている方で、引き続き受給資格を有する方は現況届を提出してください。なお、受給要件がありながら申請していない方などは、下記係まで問い合わせください。現在手当を受給している方には、8月上旬までに関係書類を送付いたします。

児童扶養手当とは…

次の条件に当てはまる児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）を監護（※1）している父または母、父母に代わって養育している人に支給されます。

なお、児童が政令で定める程度の障がいの状態にある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

- ①父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母に重度の障がいがある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母から1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が1年以上拘禁されている児童
- ⑦婚姻によらないで生まれた児童
- ⑧父母とも不明である児童



特別児童扶養手当とは…

身体や精神に法律で定める程度の障がいがある満20歳未満の児童を養育する父または母、父母に代わって養育している方に支給されます。

※1 監護とは…

父母またはこれに準ずる者が、児童の生活について通常必要とされる監督、保護を行っていることと認められること。子どもの面倒を見ているという意味。

- 届出期間／児童扶養手当…8月1日(水)～31日(金)
- 特別児童扶養手当…8月13日(月)～9月11日(火)

■申請窓口・問い合わせ／役場保健福祉課児童福祉係（1階⑥番窓口☎内線134）



国民年金保険料は、まとめて前納すると割引があり、おトクです！

平成31年3月分までの国民年金保険料をまとめて納付すると、保険料額が割引されてお得なうえ、納め忘れの心配もなく安心です。

平成30年10月に、（平成30年10月分～平成31年3月分の6カ月分）前納した場合

現金で毎月納付

通常 **98,040円**（16,340円×6カ月）

6カ月分を現金で前納

納付書・クレジットカードによる6カ月前納 **97,240円**（800円おトク）

口座で前納

口座振替による6カ月前納 **96,930円**（1,110円おトク）

※10月末日の前納を希望する方は8月末までにお申し込みください。

■問い合わせ／釧路年金事務所（☎0154-22-5810）

フレイルを予防し、健康寿命を延ばしましょう！

日本人の平均寿命は、80歳を超え、世界でもトップクラスの長寿の国となっています。しかし、肝心なのは、健康で自立した生活を送っている期間である健康寿命です。現在は、長生きしても、寿命を迎えるまでの数年間は、寝たきりなど介護が必要な生活を送っている人が多くいます。この寝たきりや介護の原因となっているのが「フレイル」です。

フレイルとは、年齢にともない筋力、認知機能、社会とのつながりなど心身の活力が低下した状態であり、健康と要介護の中間のことをいいます。これを放置しておくままですと体が衰弱していき、介護が必要となる体になってしまいます。このフレイルをいかに予防・改善できるかが、健康寿命延伸へとつながります。

フレイルの兆候は、図1でチェックすることができます。1〜2項目当てはまる人は、プレフレイル（フレイルの前段階）、3項目以上当てはまる人は、フレイルの疑いがあります。注意が必要になります。フレイルは予防することができます。兆候が現れてきたとしても改善することができます。今回は、3つの予防・改善のポイントを紹介しましょう。

1つ目は**食習慣**。高齢期では肥満よりも、食事量の低下による「やせ」に注意が必要です。体重が減り痩せてくると心身機能が低下し、フレイル状態に陥りやすくなります。高

齢になると、活動量が減るため食事を減らす方がよいと考える方もいますが、食事は体を動かすエネルギー源となり、筋肉などの体をつくるものになるため、しっかりと食えることが予防につながります。また、ただ食べるだけでなく「誰かと楽しく食べること」や「しっかりと噛んで食べる」ことも予防につながります。

2つ目は**運動**。体力が落ち足腰が弱ってくると、フレイルの兆候です。体力を保ち、動ける体を維持するためにも、できる範囲で運動やストレッチ、体操などを定期的にするようにしましょう。

3つ目は**社会参加**。買い物や散歩、地域の活動に参加するなど、社会参加の機会を増やすことで、日常生活は自然に活発になり、生活機能が維持・向上できます。フレイルを予防することができます。積極的に外出する機会を作りましょう。

フレイルは進行していくと、日常生活に障害が起り、閉じこもりや孤立に至り、要介護状態になりやすくなります。3つのポイントを実践し、フレイルを予防改善し、健康な体でできるだけ長く楽しく暮らしていきましょう！

図1 フレイルチェック



飲んで美味しい牛乳をさらに美味しく食べてもらいたい！

牛乳を食べよう！

～食欲をそそる、のどごしのよさ～

今月のレシピ ミルク冷や汁



作り方

- ①魚に塩少々をふり、熱したグリルで4分焼いてほぐす。
- ②すり鉢でごまをすり、①を加えてすり混ぜ、みそを加えて混ぜる。アルミホイルにのせて広げ、オーブントースターで3〜4分焼く。
- ③ボウルに移し、牛乳を注ぎながら混ぜる。
- ④キュウリとみょうがを小口切りにし、青じそはせん切りにする。適量を③に混ぜ、麦ご飯にかけ、好みで塩昆布をのせる。

材料（4人分）

- 白身魚……………3切れ
- 塩……………少々
- ごま（白）……………大さじ4
- みそ……………大さじ4
- 牛乳……………600ml
- キュウリ……………1本
- みょうが……………2個
- 青じそ……………5枚
- 塩昆布（薬味として）……………適量
- 麦ご飯……………茶碗4杯分

生活豆知識 特別篇



① 訴訟最終告知のながきに注意 (新バージョン)

広報しべちや1月号の生活豆知識で掲載したながき詐欺について、左記のとおり新しい手口のがきによる事例がありました。

「民事訴訟管理センター」などという名称で、消費者料金の訴訟が裁判所へ提出されており、このままでは給与や動産・不動産などの差し押さえが強制的に行われるなど不安感を持たせ、ながきに記載されている窓口で電話をかけ

させる手法です。電話をかけると、訴訟の取り下げ料として数万円分のプリペイドカードなどがだまし取られます。

ひとことアドバイス

新しい手口のがきは「個人情報悪用する業者の手口も見受けられます」などといった正規の救済機関のように装い、安心させ電話をかけたせるといった手口となっています。

現在、新しい手口のがきに関する本町への相談はありますが、古い手口によるながき詐欺については、本町でも多くの相談を受けていますので、注意してください。訴訟通知のながきは詐欺です。このようなながきが届いた場合は絶対に連絡せず無視

するようにしましょう。

② 訪問買取(押し買い)業者に注意

「使わなくなった靴や服の買い取りをしている」との電話があり、訪問買い取りを承諾した。後日買い取ってもらったが実際は貴金属が目的で、靴類は全く買わずに「貴金属はないか」としつこく迫られた。何度も断ったにも関わらず貴金属を許可なく安価で査定し、強引に買い取られました。

ひとことアドバイス

実際に訪問買取はされていませんが、本町でも同じ手口の電話があったとの相談がありました。

訪問買取で断ったにもかかわらず、しつこく勧誘することや、買い取る物品の種類を事前に明示せず勧誘を行うことは法律で禁止されています。

また、売買契約をしてしまった場合でもクーリングオフ期間(8日間)であれば契約の解除や物品の受渡しを拒否することができます。

このような電話や訪問があった場合は相手にせずきっぱり断ることが大切です。

■相談窓口

- ・ 役場観光商工課商工労働係 (2階) ⑩番窓口 ☎内線 251)
- ・ 釧路市消費生活センター (☎0154-2413000)
- ・ 消費者ホットライン (☎1188)

新バージョン

民事訴訟最終通知書

平成30年 (シ) 648 号

この度、ご通知致しましたのは以前に貴方が契約された会社に対して未納料あるいは契約違反に当該会社が管轄裁判所に訴訟手続きをされた事を報告致しております。

当株式会社、訴訟内容につきましては担当職員にて受け取りますが、本センターは原告側からの最終勧告並びに御本人様と内容の正当性を確認する機関となります。

本センターが貴方に対して訴訟を起こしているのではありませんので予めご了承ください。又、悪質業者によるしつこい電話勧誘や押しつけ高法等についてのご相談もお受け致します。

このままご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に出席となります。



※最近個人情報悪用する業者の手口も見受けられます。万が一身に覚えが無い場合は早急にご連絡下さい。

受付時間 9:00~18:00 (土・日・祭日を除く)

(代表) 03- [redacted]

〒106-0041 東京都港区麻布台 [redacted]

全国訴訟相談センター

旧バージョン

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(わ)317 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきます様お願い致します。

裁判取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年3月23日

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター

東京都千代田区霞が関2丁目 [redacted]

取り下げ等のお問い合わせ窓口 [redacted]

受付時間 9:00~20:00 (日、祝日を除く)

日頃より、憩の家かや沼をご愛顧いただきありがとうございます。この度、下記のとおり役員が選任され就任いたしました。4月より新支配人を迎え、今後さらにサービスと食事の充実に向けてまいりますので「くしろ湿原パーク憩の家かや沼」のご利用のほど何卒よろしくお願ひ申し上げます。

代表取締役社長	森山 豊	標茶町 副町長
代表取締役副社長	田中 進	標茶町商工会長
専務取締役	類瀬 光信	標茶町観光商工課長
常務取締役	名取 博美	憩の家かや沼支配人

株式会社 標茶町観光開発公社
代表取締役社長 森山 豊

各種おすすめプランのご案内

- ・ 日帰り温泉プラン (食事+入浴)
- ・ パーベキュープラン
- ・ ご宴会プラン など



敬老会など催しのご宴会・ご会合承ります

くしろ湿原パーク
憩の家かや沼

TEL 487-2121



大貫
(虹別) 五郎さん



高原
(開運) 政之さん



長寿88歳
おめでとうございます

《平成30年6月該当》

掲載に同意いただいた方のみ掲載しています。

標茶町赤十字奉仕団新規団員の募集

標茶町赤十字奉仕団は、赤十字の人道・博愛の精神に基づき全ての人々の幸せを願い、明るく住みよい社会を築くために必要な、実際の事業に奉仕することを目的としています。

本町の居住者で奉仕団の活動に深い理解のある、社員や一般篤志者によって組織されています。

標茶町赤十字奉仕団では、新たに団員に加わり、一緒に奉仕（ボランティア）活動をしていただける方を募集しています。

- 困っている人や地域のために「何かしたい！」という気持ちを持っている人
- ボランティアに興味はあるが、今まで機会がなく活躍の場を求めている人
- 空いている時間とやる気を有効に活用したい人

どなたでも大歓迎です。入団希望の方や関心のある方は、下記までご連絡ください。

■申し込み・問い合わせ／標茶町赤十字奉仕団事務局 役場保健福祉課社会福祉係（1階④番窓口☎内線133）

主な活動内容

- ・布団乾燥サービス（高齢者世帯などの自宅へ訪問し、布団乾燥を行う）
- ・給食宅配サービス（高齢者世帯などへの給食宅配のための弁当作り）
- ・特別養護老人ホームでの奉仕活動
- ・社会福祉協議会事業への参加・協力
- ・単身高齢者との懇親会
- ・町防災訓練での炊き出し訓練
- ・視察研修



単身高齢者との懇親会



特別養護老人ホームでの奉仕活動

犬や猫の飼い方についてのお願ひ

犬や猫の飼い方について、多くの苦情が寄せられています。飼い主は近隣住民の迷惑にならないよう、次の点に注意しましょう。

▼犬を飼っている方

- ・犬が逃げ出さないように、しっかりとつなぐか柵に入れましょう。
- ・散歩に連れて行く時は必ずリードを付け、袋などを携帯し、ふんの後始末を確実に行之ましょう。



▼猫を飼っている方

- ・交通事故や感染症防止、近隣住民へ迷惑をかけないように、猫を外に出さず、室内で飼うよう努めましょう。
- ・トイレは家の中でするようにしつけましょう。
- ・猫に名札などを付けて世話をしていることを明らかにし、飼い主としての責任を果たしましょう。
- ・猫を無責任に増やさないように注意しましょう。子猫は生まれてから半年で子どもが産めるようになるの

で、避妊・去勢をせずに出すと、繁殖してどんどん増えてしまいます。

▼野良猫に餌を与えている方

- ・野良猫は野生動物と同じ扱いです。絶対に餌を与えないようにしてください。
- ・かわいそうだからと餌を与え続けると、周辺の野良猫も呼び集めて繁殖し、さらに野良猫が増えることとなります。増やさないことが何より大切です。
- ・民法では野良猫に餌を与えている人も飼い主とみなされ、その責任を問われる場合があります。
- ・猫は餌だけでは幸せにはなれません。「自分が飼い主」という自覚を持ち、ふん尿や毛の始末、繁殖管理、けがや病気の際は治療を受けさせるなど、生涯世話が続ける必要があります。



■問い合わせ／役場住民課環境衛生係（1階③番窓口☎内線127）

町立病院からのお知らせ

標茶町立病院 485-2135

URL <http://www.town.shibecha.hokkaido.jp/hospital/>

受付診療時間 受付時間／午前の部…午前8時45分～11時 午後の部…午後1時～3時45分

※自動再来受付機の稼働時間は午前7～11時、正午～午後3時45分です。

診療時間／午前9時～午後4時45分

内科 ●毎週火曜日・水曜日は、午後休診となります。(木曜日・金曜日の午後1～2時は、病棟回診のため診察をお待ちいただいております)

●7月30日(月)～8月3日(金)および8月6日(月)は佐藤泰男医師不在につき、佐藤富士夫医師の診察となります。

●7月31日(火)～8月3日(金)は、午後休診となります。

外科 ●北大医学部消化器外科Iから1週間単位で出張医師が担当します。

●毎週金曜日の受付時間は、午後3時までとなります。

産婦人科 ●町立中標津病院から島野敏司医師が担当します。

●診療日／毎週月曜日の午後

●受付時間／午後1時～3時30分

●予約制となっています。受診日の5日前までに来院時または電話で予約してください。

※予約がなくても受け付けますが、予約の方を優先します。(救急患者を除く)

リハビリテーション科 ●予約制となっています。新患の方は、医師の診察後に受診日時を予約します。

●外来リハビリ治療を受ける方は治療前または治療後に、消炎鎮痛治療(物理療法)を受ける方は治療前に、毎回医師の診察が必要となります。なお、消炎鎮痛治療のみを受ける方は、治療時間が午前中のみとなります。

小児科 ●旭川医大小児科から出張医師が担当します。

☆8月の小児科診療受付時間／

	一般診療		予防接種(事前予約が必要です)
	午前の部 8:45～11:00	午後の部	13:00～14:00
7日(火)	●	診療はありません	●
14日(火)	●		●
21日(火)	●		●
28日(火)	●		●

【予防接種】

《小児科／定期接種》 ●麻しん風しん混合・BCG・ヒブ・小児用肺炎球菌・B型肝炎・四種混合・二種混合・日本脳炎・水痘の接種希望者は、小児科診療日の午前11時までに病院へ電話連絡してください。(ワクチンの準備の都合上、お願いします)

●BCG以外の予防接種は、同時接種が可能です。同時接種の詳細は、病院へ問い合わせください。

《16～20歳未満の日本脳炎》 ●対象の方で接種を希望する方は、1回目の接種はふれあい交流センターへ、2回目以降の接種は町立病院にそれぞれ1週間前までに申し込みください。

《子宮頸がん》 ●定期接種(中学1年～高校1年対象)は、14日前までに病院へ電話連絡してください。ワクチン入荷日が確定次第、接種日を決定します。

●定期接種・任意接種ともに、産婦人科での診療となりますので、上記日程を参照してください。

《任意接種》 ●おたふくかぜ・定期接種以外の水痘・65歳以上の肺炎球菌・小児用肺炎球菌・子宮頸がん・麻しん・風しん・麻しん風しん混合は予約が必要となりますので、5日前までに総合受付窓口または電話で申し込みください。

※定期の予防接種についての詳細は、ふれあい交流センター健康推進係(☎485-1000)へ問い合わせください。

【看護部より】10月ごろまで咽頭結膜熱(プール熱)の流行がみられます。アデノウイルスが原因で、潜伏期間は約1週間。結膜炎・咽頭痛・発熱などの症状が3～5日程度続きます。咳やくしゃみからの感染のほか、タオルなどの共有やプールなどで感染が起こる可能性があります。タオルなどの共有は避け、プール後はシャワーを浴び、目の洗浄とうがいをしっかりとしましょう。症状が治まった後も咽頭からは7～14日間、便からは30日間程度ウイルスを排出し続けることがあるため注意が必要です。

=お願い=町立病院は、救急指定病院として24時間体制で診療を行っていますが、医師の負担軽減のためにも、緊急に診断・治療が必要な方を除き、通常時間帯の受診をお願いします。
なお、お子さんの急病などで受診したほうがいいか迷う時には「北海道小児救急電話相談」に電話し、適切な助言を受ける方法もありますので、ぜひご利用ください。(☎#8000、相談時間／午後7時～翌朝8時、365日可能)